

WEB 総振規定（BA-PLUS用）の新旧対照表

次表のとおり改正する（下線部が変更箇所）。

旧	新
<p>WEB 総振規定（BA-PLUS用）</p> <p>本規定は、PayPay 銀行株式会社（以下「当社」）が法人または営業性個人向けに提供する普通預金口座（BUSINESS ACCOUNT口座と SOHO ACCOUNT口座を含みます）の利用者であり、かつ、BA-PLUS の設定者に対し、BA-PLUS に付随して提供する「WEB 総振」に関する事項を定めます。</p> <p>第 1 条（定義）</p> <p>本規定における用語の定義は、以下の各号に定めるとおりとします。</p> <p>(1) 「WEB 総振」とは、当社が BA-PLUS を利用するお客さまに対して提供する、複数の振込処理を一括依頼するためのサービスをいいます。</p> <p>(2) 「支払指定口座」とは、WEB 総振の利用にあたり、振込資金および振込手数料の引き落とし口座として指定された口座をいいます。</p> <p>(3) 「振込指定口座」とは、WEB 総振に係る振込依頼において振込先として指定され</p>	<p>WEB 総振サービス利用規定（BA-PLUS用）</p> <p>PayPay 銀行株式会社（以下、「当社」という。）は、WEB 総振サービスに関する利用規定を次のとおり定める。</p> <p>本規定では、2009 年 7 月 23 日以降に WEB 総振の利用申込を行ったお客さま（BA-PLUS を利用しているお客さま）に提供するサービスについて規定している。</p> <p>2009 年 7 月 22 日以前に WEB 総振の利用申込を行ったお客さまで、BA-PLUS を利用していない方は、本規定ではなく、「WEB 総振サービス利用規定」の定めに従う。</p> <p>お客さまが、当社から WEB 総振サービスの提供を受ける場合、本規定の定めを確認し、同意したものと取り扱う。</p> <p>本規定は、次の規定に付帯するものとし、付帯元規定の各条項と本規定が矛盾、抵触する場合は、本規定が優先して適用される。</p> <ol style="list-style-type: none">BUSINESS ACCOUNT 規定BA-PLUS 規定 <p>BA-PLUS 規定に定義された用語は、本規定においても同じ意味に用いる。</p> <p>第 1 条（定義）</p> <p>本規定における用語の定義は、次の各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 本サービス</p> <p>WEB 総振のことをいい、BA-PLUS を利用するお客さまに対して当社が提供する、複数の振込処理を一括依頼するための振込サービスをいう。</p> <p>(2) 支払指定口座</p> <p>本サービスの利用にあたり、お客さまが振込資金等の引落口座として指定する口座をいう。</p> <p>(3) 振込指定口座</p>

旧	新
<p><u>た口座をいいます。</u></p> <p>(4) 「振込依頼明細データ」とは、WEB 総振に係る振込依頼に際して作成された当社所定の形式による振込依頼の明細データをいいます。</p> <p>(5) 「振込手数料」とは振込を実行する際の対価として、別途当社が定める手数料をいいます。</p> <p>(6) 「サービス利用料」とは、WEB 総振を利用する対価として、別途当社が定める利用料をいいます。</p> <p>(7) 「振込承認」とは、振込依頼明細データに不備のないことを確認したうえで、振込依頼明細データに係る振込手続の承認をいいます。</p>	<p><u>本サービスに係る振込依頼において、お客さまが振込先として指定する口座をいう。</u></p> <p>(4) <u>振込依頼明細データ</u> <u>本サービスに係る振り込みを依頼するにあたり、お客さまが当社に送信する当社所定の形式による振込依頼の明細データをいう。</u></p> <p>(5) <u>振込手数料</u> <u>振り込みを実行する際の対価として、当社が定める手数料をいう。</u></p> <p>(6) <u>サービス利用料</u> <u>本サービスを利用する対価として、当社が定める利用料をいう。</u></p> <p>(7) <u>振込承認</u> <u>お客さまが振込依頼明細データに不備のないことを確認したうえで、振込依頼明細データに係る振込手続の承認をいう。</u></p> <p>(8) <u>本契約</u> <u>本サービスの利用申込に係る契約をいう。</u></p>
<p>第 2 条 (適用)</p> <p>1. 本規定は、「<u>預金口座取引一般規定</u>」(以下「<u>一般規定</u>」<u>と</u>いいます)、 「<u>BUSINESS ACCOUNT 規定</u>」(以下「<u>BA 規定</u>」<u>と</u>いいます)、「<u>SOHO ACCOUNT 規定</u>」(以下「<u>SOHO 規定</u>」<u>と</u>いいます) および「<u>BA-PLUS 規定</u>」に付帯し、本規定に定めのない事項については、<u>一般規定、BA 規定、SOHO 規定および BA-PLUS 規定が適用されるものとします。なお、WEB 総振に関する事項について、本規定の定めが一般規定、BA 規定、SOHO 規定または BA-PLUS 規定の定めと異なる場合は、本規定が他の規定に優先して適用されるものとします。</u></p> <p>2. <u>BA-PLUS 規定第 1 条各号に定める用語の定義は、本規定においても適用されるものとします。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 3 条 (利用申込)</p>	<p>第 2 条 (利用申込および契約の成立)</p> <p>1. <u>BA-PLUS の利用している口座の管理者または承認者が、本サービスの利用を申し</u></p>

旧	新
<p>1. <u>管理者または承認者が、当社所定の方法により WEB 総振の利用を申し込んだ場合、当社は、原則として当該申込を受領した時点でこれを承諾するものとします。</u></p> <p>(新設)</p> <p>2. <u>当社が前項に定める利用申込を承諾した時をもって、管理者および利用者は、BA-PLUS の対象口座を、WEB 総振の支払指定口座に指定することができるようになるものとします。</u></p>	<p><u>込むことができる。</u></p> <p>2. <u>管理者または承認者は、当社所定の方法により本サービスの利用を申し込む。利用申込は、次の規定等に定める内容を確認し、内容に同意したうえで行う。</u> <u>なお、当社が本サービスについてホームページに記載する事項は、本利用規定の一部を構成するものとする。</u></p> <p><u>(1) 本規定</u> <u>(2) BUSINESS ACCOUNT 規定</u> <u>(3) BA-PLUS 規定</u> <u>(4) その他、当社が本サービスについてホームページに記載する事項</u></p> <p>3. <u>前項の利用申込を受けた当社は、原則として当該申込を受領した時点でこれを承諾するものとし、当社の承諾をもってお客さまと当社の間で本契約が成立したとみなす。</u></p> <p>4. <u>当社が前項に定める利用申込を承諾した時をもって、管理者および利用者は、BA-PLUS の対象口座を、WEB 総振の支払指定口座に指定することができるようになる。</u></p>
<p>第 4 条 (振込指定口座)</p> <p><u>WEB 総振においては、当社の預金口座および当社が承認する金融機関の国内本支店の預金口座を振込指定口座に指定することができます。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>第 3 条 (振込指定口座)</p> <p><u>本サービスでは、当社の預金口座および当社が承認する金融機関の国内本支店の預金口座を振込指定口座に指定できる。</u></p> <p>第 4 条 (パスワード等の管理、効果の帰属)</p> <p><u>お客さまは、本サービスの利用にあたり認証に用いるインターネット取引用のログインパスワードおよびワンタイムパスワード（以下、「パスワード等」という。）を自らの責任をもって管理する。</u></p> <p><u>当社は、お客さまのパスワード等による認証を用いて行われた本サービスにおける一切の行為（振込承認を含む。）について、お客さま本人が行ったものとみなして取り扱い、その不正使用等につき一切の責任を負わない。</u></p> <p><u>管理者および利用者が WEB 総振において行った行為の効果は、すべてお客さまに帰</u></p>

旧	新
<p>第 5 条（振込依頼）</p> <p>1. <u>WEB 総振</u>を利用した振り込みを依頼する場合、<u>管理者または利用者（以下「データ作成者」といいます）は、当社所定の期日までに当社所定の方法により、振込依頼明細データを当社所定の宛先に送信するものとします。</u></p> <p>2. 当社は、データ作成者から送信された振込依頼明細データに不備があると判断した場合、当社所定の方法にて、遅滞なくその旨をデータ作成者に通知するものとします。<u>データ作成者は、この通知の有無にかかわらず、WEB 総振の取引画面にて振込依頼明細データの不備を確認した場合、当該不備を修正するものとします。</u></p> <p>（新設）</p> <p>3. 管理者または承認者（以下「振込承認者」といいます）は、<u>前項に定める当社からの通知の有無にかかわらず、振込依頼明細データの内容に不備のないことを確認したうえで、当社所定の振込承認時限までに当社所定の方法により、当該振込依頼明細データに係る振込承認を行うものとします。</u>なお、振込承認者は、振込データの承認後、当社が振込処理に着手するまでの間に限り、当該振込承認を取り消すことができるものとします。</p> <p>4. <u>振込承認者が前項の定めに従い当社所定の振込承認時限までに振込依頼明細データの承認を行わなかった場合、当該振込依頼明細データに係る振込依頼は取り消されたものとみなします。</u></p> <p>5. <u>WEB 総振</u>における振込依頼明細データ 1 送信あたりの振込依頼明細件数および 1 日あたりの振込依頼明細データ送信回数の上限は、別途当社の定めるとおりとします。</p> <p>第 6 条（振込処理）</p> <p>1. 当社は、データ作成者から送信された振込依頼明細データに示された振込依頼のう</p>	<p><u>属するものとし、当社は、この取り扱いによりお客さまに損害その他の不利益が生じても、一切の責任を負わない。</u></p> <p>第 5 条（振込依頼）</p> <p>1. <u>管理者または利用者（以下「データ作成者」という。）は、本サービスを利用した振り込みを依頼する場合、当社所定の期日までに当社所定の方法により、振込依頼明細データを送信する。</u></p> <p>2. 当社は、データ作成者から送信された振込依頼明細データに不備があると判断した場合、当社所定の方法にて、遅滞なくその旨をデータ作成者に通知する。</p> <p>3. <u>データ作成者は、本サービスの取引画面にて振込依頼明細データの不備を確認した場合、当該不備を修正する。</u></p> <p>4. <u>管理者または承認者（以下「振込承認者」という。）は、第 2 項に定める当社からの通知の有無にかかわらず、振込依頼明細データの内容に不備のないことを確認したうえで、当社所定の振込承認時限までに当社所定の方法により、当該振込依頼明細データに係る振込承認を行う。</u>なお、振込承認者は、振込データの承認後、当社が振込処理に着手するまでの間に限り、当該振込承認を取り消すことができる。</p> <p>5. <u>振込承認時限までに振込承認がなかった場合、当該振込依頼明細データに係る振込依頼は取り消されたものとみなす。</u></p> <p>6. <u>本サービス</u>における振込依頼明細データ 1 送信あたりの振込依頼明細件数および 1 日あたりの振込依頼明細データ送信回数の上限は、別途当社の定めるとおりとする。</p> <p>第 6 条（振込処理）</p> <p>1. 当社は、データ作成者から送信された振込依頼明細データに示された振込依頼のう</p>

旧	新
<p>ち、振込承認者による振込承認がなされたものについて遅滞なく振込処理を行い、お客さまは、当該振込手続に係る振込手数料を第 10 条に定めるサービス利用料とは別に支払うものとします。なお、振込資金や振込手数料（次項に定める振込手数料を除く）は、支払指定口座から引き落とす方法により支払うものとし、支払指定口座から振込資金や振込手数料の引き落としができなかった場合（支払指定口座の解約、差押などによる支払い停止等の場合も含みます）、当該振込依頼は取り消されたものとみなします。</p> <p>(新設)</p> <p>2. 当社は、振込処理開始後に何らかの理由により振込不能であることが判明した場合、取引画面内にて速やかにその旨を振込承認者に通知するとともに、当該振込依頼に係る振込資金を支払指定口座に返金します。なお、当社は、当該振込依頼に係る振込指定口座が他行口座であった場合のみ、振込指定口座から振込手数料を引き落としのうえ申し受けます。</p> <p>3. WEB 総振における 1 回あたりおよび 1 日あたりの振込限度額は、別途当社定めるとおりとします。</p> <p>第 7 条（組み戻し）</p> <p>1. お客さまは、すでに実行した振り込みについて組み戻しを希望する場合、管理者または承認者は、当社所定の方法により当社に組戻手続を依頼するものとします。ただし、受取人の承諾が得られない場合などは組み戻しできないことがあります。また、所定の期間が経過した場合についても受取人の承諾が得られなかったものとします。</p> <p>2. お客さまは、前項の組み戻しについて、当社所定の組戻手数料を支払うものとし、当社は、当社所定の期日までに支払指定口座から組戻手数料を引き落とすものとしま</p>	<p>ち、振込承認者による振込承認がなされたものについて遅滞なく振込処理を行う。</p> <p>2. お客さまは、前項の振込手続に係る振込手数料を、サービス利用料とは別に支払う。なお、振込資金や振込手数料（次項に定める振込手数料を除く。）は、支払指定口座から引き落とす方法により支払うものとし、支払指定口座から振込資金や振込手数料の引き落としができなかった場合（支払指定口座の解約、差押などによる支払停止等の場合も含む。）、当該振込依頼は取り消されたものとみなす。</p> <p>3. 当社は、振込処理の着手後に何らかの理由により振込不能であることが判明した場合、取引画面内にて速やかにその旨を振込承認者に通知するとともに、当該振込依頼に係る振込資金を支払指定口座に返金する。</p> <p>なお、この場合、当社は当該振込依頼に係る振込指定口座が他行口座であるときのみ、振込指定口座から振込手数料を引き落とす。</p> <p>4. 本サービスにおける 1 回あたりおよび 1 日あたりの振込限度額は、別途当社定めるとおりとする。</p> <p>第 7 条（振り込みの組み戻し）</p> <p>1. 既に実行した振り込みについて組み戻しを希望する場合、管理者または承認者は、当社所定の方法により当社に組戻手続を依頼する。ただし、受取人の承諾が得られない場合などは組み戻しできない。また、所定の期間が経過した場合についても受取人の承諾が得られなかったものとする。</p> <p>2. お客さまは、前項の組み戻しについて、当社所定の組戻手数料を支払うものとし、当社は、当社所定の期日までに支払指定口座から組戻手数料を引き落とす。支払指定</p>

旧	新
<p>す。支払指定口座から組戻手数料が引き落としできない場合は組み戻した資金を入金指定口座に入金し、その時点で入金指定口座より組戻手数料を引き落とすこととします。また、組み戻しを依頼する金額が組戻手数料より少ない場合は組み戻しを受け付けできない場合があります。</p>	<p>口座から組戻手数料が引き落としできない場合は、<u>組み戻した資金を入金指定口座に入金し、その時点で入金指定口座より組戻手数料を引き落とす</u>。また、組み戻しを依頼する金額が組戻手数料より少ない場合は、<u>組み戻しを受け付けできない場合がある</u>。</p>
<p>第 8 条（振込記録等の閲覧等）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 管理者および利用者は、当社所定の期間中、振込明細データの内容、WEB 総振に係る振込処理状況および振込記録を閲覧することができます。 2. 管理者および利用者は、当社所定の期間中、WEB 総振に係る振込記録を当社所定の方法によりダウンロードすることができます。 	<p>第 8 条（振込記録等の閲覧等）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 管理者および利用者は、当社所定の期間中、振込明細データの内容、<u>本サービス</u>に係る振込処理状況および振込記録を閲覧することができる。 2. 管理者および利用者は、当社所定の期間中、<u>本サービス</u>に係る振込記録を当社所定の方法によりダウンロードすることができる。
<p>第 9 条（効果の帰属等）</p> <p><u>管理者および利用者が WEB 総振において行った行為の効果は、すべてお客さまに帰属するものとし、当社は、この取り扱いによりお客さまに損害その他の不利益が生じて、一切の責任を負いません。</u></p>	<p>(削除)</p>
<p>第 10 条（サービス利用料）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. お客さまは、WEB 総振利用の対価として、当社所定のサービス利用料を毎月支払うものとし、当社は、当社所定の期日までにオプションサービス手数料引落口座から翌月分のサービス利用料を引き落とすものとします。なお、サービス利用料は、申込月の翌々月分から発生するものとします。 2. 前項の定めにもかかわらず、お客さまが <u>WEB 総振を解除した後、改めて WEB 総振の利用を申し込み（以下「再申込」といいます）</u>、当社がこれを承諾した場合のサービス利用料は、再申込後、最初に <u>WEB 総振</u> を利用した月から発生するものとします。この場合、当社は、お客さまが再申込後、WEB 総振を最初に利用した月の末日までに当月分および翌月分のサービス利用料をオプションサービス手数料引落口座から引き落とし、翌月以降のサービス利用料については前項の定めに基づいて引き落としのうえ、そ 	<p>第 9 条（サービス利用料）</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. お客さまは、<u>本サービス</u>利用の対価として、当社所定のサービス利用料を毎月支払うものとし、当社は、当社所定の期日までにオプションサービス手数料引落口座から翌月分のサービス利用料を引き落とす。 なお、サービス利用料は、申込月の翌々月分から発生する。 2. 前項の定めにもかかわらず、お客さまが<u>本契約を解除した後、あらためて本サービス</u>の利用を申し込み（以下「再申込」という。）<u>、当社がこれを承諾した場合のサービス</u>利用料は、再申込後、最初に<u>本サービス</u>を利用した月から発生する。この場合、当社は、お客さまが再申込後、<u>本サービス</u>を最初に利用した月の末日までに当月分および翌月分のサービス利用料をオプションサービス手数料引落口座から引き落とし、翌月以降のサービス利用料については前項の定めに基づいて引き落としのうえ、それぞれ申し受ける。

旧	新
<p>れぞれ申し受けるものとします。ただし、お客さまが再申込後、<u>WEB 総振</u>を最初に利用した月のサービス利用料が再申込以前に<u>すでに支払われている場合</u>、当月分のサービス利用料を二重にいただくことは<u>ありません</u>。</p> <p>3. 当社は、サービス利用料の引き落としができなかった場合、<u>ただちに WEB 総振の提供を停止することができるものとします</u>。</p>	<p>ただし、お客さまが再申込後、<u>本サービス</u>を最初に利用した月のサービス利用料が再申込以前に<u>既に支払われている場合</u>、当月分のサービス利用料を二重にいただくことは<u>ない</u>。</p> <p>3. 当社は、サービス利用料の引き落としができなかった場合、<u>ただちに本サービスの提供を停止することができる</u>。</p>
<p>第 11 条 (WEB 総振の取扱時間)</p> <p><u>WEB 総振の取扱時間は、原則として 24 時間 365日とします</u>。ただし当社が、システム点検その他のやむを得ない事由によりサービス提供を停止している場合はこの限りではありません。</p>	<p>第 10 条 (取扱時間)</p> <p><u>本サービスの取扱時間は、原則として 24 時間 365日とする</u>。ただし当社が、システム点検その他のやむを得ない事由によりサービス提供を停止している場合はこの限りでは<u>ない</u>。</p>
<p>(新設)</p>	<p>第 11 条 (情報提供への協力等)</p> <p>1. <u>当社は、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止対策をはじめとする金融機関等に求められる義務の履行のため、お客さまの調査を行うことができる。当該調査に際し、当社はお客さまに、次の確認を依頼し、報告を求めることができる。</u></p> <p>(1) <u>発生した取引に関する、取引内容や取引目的等</u></p> <p>(2) <u>お客さまの営む事業や扱う商品サービス等</u></p> <p>(3) <u>法令 (マネー・ローンダリング、テロ資金供与に係る内外法令等を含む。以下同じ。) の遵守状況やコンプライアンス態勢の整備状況等をはじめとする社内管理態勢</u></p> <p>2. <u>お客さまは、前項に基づく当社からの依頼を受けた場合、当社が定める方法により、速やかに回答しなければならない。</u></p> <p>3. <u>当社は、法令の定めもしくは政府機関または裁判所等の公的機関の命令等があった場合、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与防止対策をはじめとする金融機関等に求められる義務の履行のため、前項で取得した情報およびお客さまの個人情報を開示することができる。</u></p>

旧	新
<p>第 12 条（解除）</p> <p>1. <u>WEB 総振の利用を終了する場合、管理者または承認者は、当社所定の方法により WEB 総振解除の申し込みを行うものとします。ただし、振込依頼明細データの振込承認後、当該振込明細データに係る振込処理が完了していない場合は、解除の申し込みを行うことはできません。</u></p> <p>2. <u>当社は、原則として前項に定める解除の申し込みを受領した時点でこれを承諾するものとし、当該承諾時をもって WEB 総振が解除されるものとします。</u></p> <p>（新設）</p> <p>（新設）</p>	<p>第 12 条（解約）</p> <p>1. <u>本サービスの利用終了を希望する場合、管理者または承認者は、当社所定の方法により解約の申し込みを行う。</u></p> <p>2. <u>当社は、原則として前項の解約の申し込みを受領した時点で、これを承諾するものとし、当該承諾をもって本契約が解除される。なお、振込承認された振込明細データに係る振込処理が完了していない場合は、解約を申し込むことができない。また当社は、解約にあたり、既に受領したサービス利用料を返金しない。</u></p> <p>3. <u>当社またはお客さまのいずれかに破産または特別清算手続の開始決定があった場合、本契約は直ちに終了する。</u></p> <p>4. <u>当社またはお客さま（以下、本条において「解約当事者」という。）は、相手方（以下、本条において「違反当事者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると判明したとき、何らの通知を要せずに、本契約を解除することができる。なお、解約により違反当事者に損害が生じた場合にも、違反当事者は解約当事者に何らの請求もできない。</u></p> <p><u>（1）経済制裁対象者に該当する場合</u></p> <p><u>（2）本規定各号に基づく表明に関して虚偽の申告をした場合</u></p> <p><u>（3）本規定について重大な違反があった場合</u></p> <p><u>（4）本サービスまたは本銀行機能に関する業務停止命令または業務改善命令等の処分を監督官庁等から受けた場合（ただし違反当事者が業務改善命令を受けたものの、解約当事者による当該事由に基づく解約がなされる前において、違反当事者が、業務改善計画を監督官庁等に提出し受理されたことを、書面等により解約当事者に通知した場合は、違反当事者が当該業務改善計画に沿って業務を継続していると認められる限り、解約当事者は当該事由のみを理由とする解約をできないものとする。）</u></p> <p><u>（5）所有する財産について、第三者から仮差押、仮処分、保全差押もしくは差押の</u></p>

旧	新
<p>(新設)</p> <p>3. 当社は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、お客さまに事前に通知することなく、いつでも <u>WEB 総振を解除できるものとします。</u></p>	<p>命令、通知が発送されたとき、またはその他の強制執行の申し立てを受けた場合</p> <p><u>(6) 支払停止の状態になった場合、または手形交換所もしくは電子債権記録機関の取引停止処分を受けた場合</u></p> <p><u>(7) 破産、民事再生、会社更生、特別清算等の法的整理手続もしくは私的な債務整理手続の開始を申し立てた場合、またはこれらについての申し立てを受けた場合</u></p> <p>5. <u>お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は直ちに本サービスの提供を停止し、またはお客さまに何らの通知を要せずに、直ちに本契約を解除できる。本項によるサービスの停止または契約の解除によってお客さまに生じた損害については、当社は一切責任を負わない。また、当社に損害が生じたときは、お客さまがその責任を負うものとする。</u></p> <p><u>(1) 預金口座取引一般規定第 18 条第 1 項に定める暴力団員等に該当する場合または同項各号のいずれかに該当する場合</u></p> <p><u>(2) 預金口座取引一般規定第 18 条第 2 項各号に定める行為（不当要求行為等）をした場合</u></p> <p><u>(3) 預金口座取引一般規定第 18 条第 1 項および第 2 項の規定に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合</u></p> <p>6. <u>お客さまは、当社が次の各号のいずれかに該当する場合には、相当の期間を定めて催告のうえ、本契約を解除することができる。</u></p> <p><u>(1) 本契約について違反があった場合</u></p> <p><u>(2) 解散、合併、会社分割、事業の全部または重要な一部の譲渡を決定した場合（ただし、本提携先サービスまたは本銀行機能に係る事業が対象とならない合併、会社分割もしくは事業の譲渡または本提携先サービスまたは本銀行機能に係る事業のすべてが解約当事者が適当と認める第三者に承継される合併、会社分割もしくは事業の譲渡を除く。）</u></p> <p>7. 当社は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合、お客さまに事前に通知することなく、いつでも <u>本契約を解除できる。</u></p>

旧	新
<p><u>(1) お客さまが、本規定の変更に同意しないとき</u></p> <p><u>(2) お客さまが、本規定の定めに違反したとき</u></p> <p><u>(3) 理由の如何を問わず、お客さまの BA-PLUS の利用が終了したとき</u></p> <p><u>(4) その他本契約を継続しがたい事由が生じたものと当社が判断したとき</u></p>	<p><u>(1) 理由の如何を問わず、お客さまの BA-PLUS の利用が終了した場合</u></p> <p><u>(2) 本サービスの利用に必要なお客さまの口座（支払指定口座を含む。）が解約された場合</u></p> <p><u>(3) お客さまが当社に届け出た事項の全部または一部につき、虚偽もしくは不正があることもしくは第三者によるなりすましがあることが判明した場合またはそれらの疑いがあると当社が判断した場合</u></p> <p><u>(4) お客さまが当社に届け出た事項の全部または一部につき、届出もしくは記載の懈怠があること、または記載内容に明白な誤りがあることが判明した場合</u></p> <p><u>(5) お客さまの営業または業態が公序良俗に反すると当社が判断した場合</u></p> <p><u>(6) お客さまが事業の一部または全部を休止または終了する場合</u></p> <p><u>(7) お客さまの事業に必要な許認可が取り消された場合</u></p> <p><u>(8) お客さまが解散または合併の決議をした場合、もしくは会社の財産の全部または重要な一部を第三者に譲渡する場合</u></p> <p><u>(9) お客さまについて、破産、民事再生、会社更生または特別清算手続開始の申し立てがあった場合</u></p> <p><u>(10) 利用料引き落としが長期にわたり実施できず、お客さまに支払いの意思がないと当社が判断した場合</u></p> <p><u>(11) お客さまが本規定または当社の定めるその他の規定に違反した場合</u></p> <p><u>(12) お客さまが本規定の変更に同意しない場合</u></p> <p><u>(13) 本サービスが、法令等や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると当行が判断した場合、および、犯罪等への関与が疑われる等相応の事由があると当行が判断した場合</u></p> <p><u>(14) 本サービスがお客さまもしくは第三者によって不正に使用された、またはそのおそれがあると当社が判断した場合</u></p> <p><u>(15) サイバー攻撃等により、セキュリティ上の危険が生じた場合</u></p>

旧	新
<p>4. 当社は、<u>本条に基づく WEB 総振の解除によりお客さまに生じた損害につき一切責任を負いません。</u></p> <p>(新設)</p>	<p><u>(16) 本項各号に該当する疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当社からの確認に応じない場合（当社が定める期日までに当社に連絡がない場合、お客さまお届けの住所へ発送した通知書が不着のため当社に返送された場合、およびお届けの電話番号や電子メールアドレス等への連絡がとれない場合等を含みます。）</u></p> <p><u>(17) その他、当社が本契約の継続が困難と判断するに足る相当の事由が生じた場合</u></p> <p>8. 当社は、<u>本契約の解除によりお客さまに生じた損害につき、一切責任を負わない。</u></p> <p>9. <u>前項までの記載によりサービスを停止した場合で、お客さまから合理的な説明がなされたこと等により、停止に至った原因となる事由が解消されたと当社が認めるとき、当社はサービスの停止を解除できる。</u></p>
<p>第 13 条（サービスの変更、中止または終了）</p> <p>1. 当社は、<u>当社が別途定める方法で告知することにより、WEB 総振のサービス内容を変更できるものとします。</u></p> <p>2. 当社は、<u>当社が別途定める方法で告知することにより、WEB 総振を中止または終了することができるものとします。</u></p>	<p>第 13 条（本サービスの変更、中止または終了）</p> <p>1. 当社は、<u>当社所定のインターネットホームページで事前に告知することにより、本サービスの内容を変更できる。</u></p> <p>2. 当社は、<u>当社所定のインターネットホームページで事前に告知することにより、本サービスの提供を中止または終了することができる。</u></p>
<p>第 14 条（免責）</p> <p>当社は、次の各号に定める場合、<u>当該事由に起因する損害について一切責任を負いません。</u></p> <p>(1) <u>天災、火災、騒乱等の不可抗力、または裁判所等公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき</u></p> <p>(2) <u>当社が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線、またはコンピュータに障害が発生したとき</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>第 14 条（免責）</p> <p>当社は、次の各号に定める場合、<u>当該事由に起因して生じた本サービスに係る損害につき、一切責任を負わない。</u></p> <p>(削除)</p> <p>(1) <u>当社が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線、またはコンピュータの障害等により本サービスの取り扱いに遅延・不能等が生じたとき</u></p> <p>(2) <u>当社が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、通信経路において盗聴がなされたこと等により取引情報等が漏洩したとき</u></p> <p>(3) <u>天災・火災・騒乱等の不可抗力、お客さまもしくは通信事業者など第三者の通</u></p>

旧	新
<p>(新設)</p> <p><u>(3) 当社が WEB 総振を変更、中止または終了したとき</u></p> <p><u>(4) 当社の責めに帰すべき事由がないとき</u></p> <p>第 15 条 (本規定の変更)</p> <p>1. 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他状況の変化等相応の事由があると認められる場合には、民法 548 条の 4 の規定に基づき、<u>変更するものとします。</u></p> <p>2. 前項の変更は、変更を行う旨、変更後の本規定の内容、その効力発生時期を、インターネット、またはその他相当の方法で公表することにより周知します。</p> <p>3. 前二項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、公表の日から適用開始日までは変更の内容に応じて相当の期間をおくものとします。</p> <p>(新設)</p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;">【2021 年 4 月 5 日】</p>	<p><u>信機器・回線・コンピューターの障害ならびに電話の不通等、または裁判所など公的機関の措置等のやむをえない事由があったとき</u></p> <p><u>(4) 当社の責めに帰すべき事由が無いとき</u></p> <p><u>(5) 当社が本サービスの内容を変更し、または本サービスの提供を中止もしくは終了したとき</u></p> <p>(削除)</p> <p>第 15 条 (本規定の変更)</p> <p>1. 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他状況の変化等相応の事由があると認められる場合には、民法 548 条の 4 の規定に基づき、<u>変更する。</u></p> <p>2. 前項の変更は、変更を行う旨、変更後の規定の内容、その効力発生時期を、インターネット、またはその他相当の方法で公表することにより周知する。</p> <p>3. 前二項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとし、公表の日から適用開始日までは変更の内容に応じて相当の期間をおくものとする。</p> <p>第 16 条 (準拠法および裁判管轄)</p> <p><u>1. 本規定は、日本法を準拠法とする。</u></p> <p><u>2. 提携サービスに関して訴訟の必要が生じた場合には、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。</u></p> <p style="text-align: right;">以上</p> <p style="text-align: right;">【2025 年 4 月 10 日】</p>

施行日：2025 年 4 月 10 日